

## 16 授業料その他納付金等に関する規程

### 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** 「学則」及び「大学院学則」に定める授業料等納付金に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(授業料その他納付金の区分)

**第2条** 本学の授業料その他納付金等を分けて、次のとおりとする。

- (1) 一般納付金（入学金、授業料、施設充実費、教育充実費及び図書費）
- (2) 特別納付金（異文化圏体験学習費、教職課程履修料、教育実習費、追・再試験料等）
- (3) 研究生納付金、科目等履修生履修料
- (4) 手数料（各種証明書などの発行手数料等）
- (5) 入学検定料（推薦入試受験料、一般入試受験料、編入試受験料、転入試受験料、転学科受験料及び再入学受験料）

(授業料その他納付金等の変更)

**第3条** 授業料その他納付金等の額は、物価の変動やその他の事情により変更することがある。その場合には、新たに定められた額によって納入しなければならない。

(授業料その他納付金等の返還)

**第4条** すでに納入された授業料その他納付金等は、原則として返還しない。

### 第2章 一般納付金

(一般納付金)

**第5条** 一般納付金の金額、納期別金額及び納入期限は、別表1のとおりとする。

(編入学者、再入学者又は転入学者等の一般納付金)

**第6条** 編入学、再入学又は転入学を許可された者の一般納付金は、別表1に定めるところとする。

- 2 編入学金、再入学金又は転入学金の額は、当該年度の入学金の半額とする。

(休学、復学、退学及び停学の場合の一般納付金)

**第7条** 本規程第5条別表1に定める納期別の中で休学又は退学する場合の一般納付金は、その納期分の全額を納入しなければならない。

- 2 休学を許可された場合は一般納付金については、次回納期分から納入を免除する。
- 3 復学を許可された場合は一般納付金については、復学年次の復学月日の属する納期分から納入しなければならない。
- 4 停学の処分を受けた場合は、一般納付金についてその停学期間中の分を納入しなければならない。

(一般納付金の減免)

**第8条** 「学則」第43条に定める私費外国人留学生の一般納付金の一部を減免する。

- 2 前項の詳細な事項については、別に定める。

(一般納付金の納入延期)

**第9条** 次の各号の一に該当する者は、学長に願い出て一般納付金の納期延期の許可を受けることができる。

- (1) 天災地変その他不慮の災害により納入期限内に納入することができない場合
- (2) 前・後期の2期分納入者で家庭の都合等により納入期限内に納入することができない場合

2 前項により納入延期の許可を受けようとする場合は、所定の「一般納付金納入延期願」を提出しなければならない。

3 納入延期の許可(有効)期間は、納入期限の翌日から60日以内とする。

(一般納付金滞納者に対する処置)

**第10条** 一般納付金を滞納し、再三督促しても指定の期日までに納入しない者は、学則第50条第3号の規程により除籍する。

### 第3章 特別納付金

(特別納付金)

**第11条** 特別納付金の金額、納期等については、別表2のとおりとする。

2 異文化圏体験学習費の額や納入時期・方法等については、別に定める。

### 第4章 研究生、科目等履修生の納付金等

(研究生)

**第12条** 研究生として入学を許可された者は、許可された日から1週間以内に別表2に定める授業料等を納入しなければならない。

(科目等履修生)

**第13条** 科目等履修生として履修を許可された者は、許可された日から1週間以内に別表2に定める履修料等を納入しなければならない。

(委託学生)

**第14条** 「学則」第42条に定める委託学生として入学を許可された者は、許可された日から1週間以内に別表2に定める授業料等を納入しなければならない。

### 第5章 手数料等

(手数料)

**第15条** 前項に定める手数料の種別、金額及び納付期限は、別表2のとおりとする。

### 第6章 入学検定料

(入学検定料)

**第16条** 受験料は、別表2のとおりとする。

附 則

- 1 本規程の改廃は教授会の議を経て、理事会の承認を得た後、発効する。
- 2 本規程は平成9年4月1日から施行する。ただし、第16条は平成8年12月20日から施行する。  
(決議No.99-23の2)

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 24 年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。